

社会福祉法人郡山市社会福祉事業団

嘱託職員募集要項

<採用職種・職種内容・採用人員>

採用職種及び人員	職務内容
生活支援員 (常勤) 2人程度	当事業団が運営する知的障がい者の入所施設(郡山市花かつみ豊心園・日和田町)において、利用者の生活支援業務(日常生活、食事、入浴の介助等)を行います。 1か月に4～5回の夜間勤務があります(1か月あたりの実勤務日数15日程度)。
生活支援員 (常勤) 1人程度	当事業団が運営する知的障がい者の通所施設(郡山市緑豊園・日和田町)において、利用者の就労作業(野菜や花卉の生育、贈答菓子の箱折り等)の支援、日中活動の支援業務を行います。
相談支援専門員 (常勤) 1人程度	当事業団が運営する障がい児・者の相談支援事業所(郡山市立希望ヶ丘学園)において、各種相談、連絡調整等を行います。

<応募資格>

区分	応募資格
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉に熱意のある方 ・中型(普通)自動車運転免許を有している方
相談支援専門員のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員研修を受講済み又は受講できる資格を有する方(社会福祉士・社会福祉主事等の資格保有又は10年以上の処遇経験など)

※ 年齢、学歴不問

<就業時間等>

区分	就業時間・休憩時間・休日
生活支援員 (入所)	就業時間:①7:00～15:45 ②8:30～17:15 ③9:15～18:00 ④16:30～翌9:00 (①～④のシフト制) 休憩:①～③60分 ④150分 休日:勤務ローテーションによる週休2日、祝日・年末年始分振替
生活支援員 (通所)	就業時間:①7:00～15:45②7:45～16:30 ③8:30～17:15(シフト制) 休憩:60分 休日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始(月1回土曜勤務あり)
相談支援専門員	就業時間:8:30～17:15 休憩:60分 休日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始(月1回程度土曜勤務あり)

<雇用形態>

区分	雇用形態
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・1週あたりの勤務時間:38時間45分の常勤嘱託職員 ・1会計年度毎の雇用更新(無期雇用転換制度あり) ・試用期間(3か月)あり(試用期間中は日給制)

<休暇等>

区分	休暇等
共通	年次有給休暇:雇用3か月経過後付与(最大年20日) 特別休暇(有給):夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者出産休暇、 育児時間休暇、介護休暇、忌引等

<申込み方法>

申込み方法
履歴書(JIS企画のもの)に必要事項を記入し、志望動機欄に希望職種を明記のうえ、職務経歴書(任意様式)を添えて事業団事務局へ持参または郵送してください。

<給与等>(令和5年4月1日現在)

社会福祉法人郡山市社会福祉事業団嘱託職員等の雇用に関する規程に基づき、以下の給与を支給します。

基本給	職務給	月額 162,400円
	加算給 (年齢加算)	上記職務給に18歳以降の増加年齢に0.005を乗じたものを加算
諸手当 支給条件に 応じて支給	通勤手当(片道2km以上)、特殊勤務手当、資格手当(介護福祉士等)、夜勤手当(夜勤1回 2,600円)、扶養手当(月6,500~15,000円)、住居手当(賃貸のみ)、時間外勤務手当、介護職員等処遇改善手当、期末・勤勉手当(年4.35月分)、退職手当(勤務6年以上)	

※ 基本給の例

(例1) 30歳の場合 基本給:172,100円

(例2) 40歳の場合 基本給:180,200円

なお、勤務成績良好等により、雇用を更新した場合は、2年目以降、上記職務給、年齢加算給に、勤続年数加算給を加えた基本給を支給します。(年1~2%昇給見込み)



問合せ・申込み先 : 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団事務局

〒963-8024 郡山市朝日一丁目29番9号(郡山市総合福祉センター1階)

電 話 : 024-924-2950